

18 陳情 第 4 7 号	多文化共生等多文化を冠にした造語についての陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成18年9月6日受理、平成18年9月20日付託
陳情者	東京都新宿区住吉町 _____ _____

(要 旨)

多文化共生プラザとか、「多文化」を冠にした造語が氾濫している。「多文化」という造語を使う場合、その定義を説明するのが筋である。そういうこともしないで「多文化」という造語を使うのは、日本人として甚だ恥ずかしい限りである。「多文化」の定義を「広報しんじゅく」と新宿区のホームページで説明することを要求する。

(理 由)

そもそも多文化共生などあり得ないのである。価値観と世界観が違う民族同士であることを考えてもらいたい。多民族国家として建国したアメリカ合衆国に於いても異文化共生は成立していない。あえて異文化を多文化と表現するのであれば、その定義を明らかにするのが良識ある日本国民の姿ではないかと考える。日本国にいる外国人にとって日本国は異文化である。国政レベルからきた言葉ではあるが、新宿区が真似をする必要はさらさらない。区長にもしつこく言っているが、アメリカ合衆国を勉強することが区長以下新宿区役所の職員と新宿区議会の議員の責務であると考えます。日本国はアメリカ合衆国の10年前、イギリスの20年前を歩んでいるのである。もっともっと勉強せよと言いたい。